

「広報ゆざわ」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湯沢市広告掲載要綱（平成22年2月1日。以下「要綱」という。）及び湯沢市広告掲載基準（平成22年2月1日。以下「掲載基準」という。）に規定するもののほか、広報紙「広報ゆざわ」（以下「広報紙」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載する広報紙)

第2条 広告は、4月号から翌年3月号までを一年度とし、毎月号に掲載するものとする。

(広告枠の規格等)

第3条 広報紙に掲載する広告枠の規格等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 裏表紙に掲載する枠のサイズ

ア 標準枠 縦120mm×横90mm

イ 連結枠 横2個連結 縦120mm×横180mm

(2) 記事下に掲載するサイズ

ア 標準枠 縦60mm×横90mm

イ 連結枠 横2個連結 縦60mm×横180mm

2 広告主は、広告枠の位置指定はできないものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広報紙、市のホームページ等により行う。

2 市長は、募集するにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込)

第5条 広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、市が指定する期間内に「広報ゆざわ」広告掲載申込書（様式1）（以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市税等の滞納がある者は、申し込みをすることができない。

2 広告主が掲載を申し込むことができる広告は、1号につき1件限りとする。

3 申込者は、複数の号に掲載を申し込むことができる。

(広告の審査等)

第6条 市長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、掲載基準等により内容を審査し、広告掲載の可否を決定した結果を広報ゆざわ広告掲載決定通知書（様式2）・非掲載決定通知書（様式3）により通知するものとする。

2 市長は、広報紙面との整合性を図るため、広告の色、表現や文章などの変更を条件として付することができるものとする。

（広告掲載の優先順位）

第7条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する私企業
- (2) 前号以外の私企業または事業者等
- (3) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人等
- (4) 前3号に該当しないもの

2 前項の定めによるほか、さらに、優先順位を申し込みの早いものとする。

（広告掲載料金等）

第8条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は別表のとおりとする。

2 第6条の規定による広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市が発行する納付書により、指定する期日までに掲載料を納付しなければならない。

3 既に納付した掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載ができなかったときは、掲載料の全部又は一部を返還することができる。

4 前項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。

（広告原稿の作成及び提出等）

第9条 広告主は、自らの負担で広告の原稿を次のいずれかの方法で作成し、出力原稿および原稿電子データ（以下「広告原稿」という。）を当該掲載号の発行日の20日前までに提出するものとする。

(1) Adobe Illustrator

ア バージョンは5.5以上とすること

イ 広告原稿データにはアウトラインをかけてEPS形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと

(2) Adobe Photoshop

ア バージョンは3.0以上とすること

イ 広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度350dpiにすること。レイヤーがある場合は統合してEPS形式で保存すること

(3) Microsoft Word

ア バージョンはWord2000以上とすること

イ 使用フォントは、MSゴシック系、MS明朝系、HGゴシック系、HG行書体系、HG正楷書体PRO、HG創英角ゴシック系、HG創英角ポップ系、HG丸ゴシックM-PROとすること

ウ 特殊文字(囲い文字、影付き、中抜き、アニメーション等)およびOpen Typeフォントは使用しないこと

エ PDFファイルに変換すること。変換時の解像度は使用サイズの100%で350dpiにすること。

2 広告主は、広告にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は著作権の確認を行い、著作権料が発生するときはその支払いをしなければならない。

3 広告には広告であることを告知するため、次に掲げるロゴを入れるものとする。

(1) 大きさ 縦4mm×横8mm

(2) 面 原則ベタ白抜き

(3) 字体 ゴシック体

(4) 文字 8ポイント

4 市長は、申込書に記入した広告内容と提出された広告原稿に相違が認められた場合および第6条第2項の規定による条件が履行されていない場合は、広告主に修正を求めることができる。この場合、広告主において広告原稿を修正し、速やかに再提出するものとする。

5 市長は、提出されたデータを加工せずに、そのまま印刷原稿とする。

6 広告主が色校正を必要とする場合は、自らの負担で行うものとする。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、広告主が次の各号に該当する場合は、掲載の決定を取り消し、広報ゆざわ広告掲載決定取消通知書(様式4)により当該広告主に通知するものとする。

(1) 掲載料を指定する期日までに納入しないとき

(2) 広告原稿を期日までに提出しないとき

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主が、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出るものとする。

(広告内容の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月20日から施行する。

別表（第8条関係）

広告掲載料金（消費税込み）		
掲載位置	標準枠	連結枠
裏表紙	¥30,000	¥60,000
記事下	¥15,000	¥30,000

備考

広告掲載料金の支払いは、申込書の提出ごとに原則一括支払いとする。

様式1 (第5条関係)

年 月 日

湯 沢 市 長 様

申込者 住所
 商号又は名称
 代表者氏名

「広報ゆざわ」広告掲載申込書

湯沢市広告掲載要綱第5条及び「広報ゆざわ」広告掲載取扱要領第5条の規定により、湯沢市広告掲載要綱その他湯沢市の広告関連規定を確認のうえ、次のとおり申し込めます。

■ 掲載を希望する号及び枠を選び○を付けてください。

掲載希望号 希望枠	4月号		5月号		6月号		7月号		8月号		9月号	
	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下
標準枠												
連結枠												
掲載希望号 希望枠	10月号		11月号		12月号		1月号		2月号		3月号	
	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下	裏表紙	記事下
標準枠												
連結枠												

枠の大きさ 裏表紙 標準枠＝縦 120 mm×横 90 mm、連結枠＝縦 120 mm×横 180 mm
 記事下 標準枠＝縦 60 mm×横 90 mm、連結枠＝縦 60 mm×横 180 mm

広告内容 (図案でも可)			
連絡先	電 話		
	ファックス		
	E-mail		
	担当者名		
添付書類	①業務内容等が分かるもの ②市税の納入義務がある場合は、「湯沢市税完納証明書」を提出すること		

様式2（第6条関係）

第 号
年 月 日

（申込者）
氏名（商標又は名称及び代表者氏名） 様

湯沢市長 印

広報ゆざわ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載については、
次のとおり掲載することに決定しました。

掲載広告媒体	広報ゆざわ
掲 載 月 号	
そ の 他	

様式3（第6条関係）

第 号
年 月 日

（申込者）
氏名（商標又は名称及び代表者氏名） 様

湯沢市長

印

広報ゆざわ広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載については、
次の理由により掲載しないことに決定しました。

記

1 申し込み広告内容

掲載広告媒体	広報ゆざわ
希望掲載月号	

2 非掲載理由

様式 4 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

湯沢市長

印

広報ゆざわ広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した、広報ゆざわへの広告掲載
について、次のとおり掲載の決定を取り消したので通知します。

記

○取消理由